

犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）についてのご意見の内容と市の考え方

案件名	犬山市手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）
募集期間	令和5年12月5日（火）から令和6年1月5日（金）まで
公開場所	市ホームページ、福祉課窓口、市役所本庁舎1階市民プラザ、各出張所（城東・羽黒・楽田・池野）市立図書館、身体障害者活動センター「ふれんど」
意見数	9件

いただいた意見・提案【1】

障害の特性に応じたコミュニケーションの普及を図ろうとする条例の制定をされようとしたことは、障害者の皆さんにとっても積年のものでとても良いことだと思います。ただし、県でも平成28年に同様の条例を制定され、市町村や関係団体等とともに普及や啓発を図る旨を定めていると思いますが、重ねて市が同じような条例を制定することについての必要性や、市としての独自性、条例化で期待できる成果などがなかなか読み取れないような気がします。

県での取り組みの成果も示しながら、これまでの障害者のコミュニケーションについて関心を示してこなかった人やそれらの存在を知る機会のなかった市民にもわかるように説明をしていく必要があるのではないのでしょうか。

市の考え方【1】

愛知県では同様の条例が制定されており、県における手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に対する理念が示され、様々な事業が広く展開されているところです。

市においても、平成23年の障害者基本法改正で手話が言語として位置づけられ、障害者のコミュニケーション手段についての選択の機会の確保及び拡大の必要性について定められたことを受け、市条例を制定することの必要性について検討を重ねてきました。

検討の結果、条例を独自に制定することで、条例に込めた基本理念、市の責務、市民、事業者の役割などを明らかにすることができ、障害者がその障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用できることにより、地域共生社会の実現をより具体的に目指すことが可能であると考えました。

また、当市ならではの視点として、観光地として来訪する障害者への配慮も本条例第7条で定めています。

条例は制定することが目的でなく、制定後にどのような施策に取り組むか、またどのように市民に周知していくかが大変重要です。制定後は、第8条の施策の推進方針に基づき、手話通訳者等の派遣事業や、手話奉仕員養成講座や意思疎通支援養成講座などの継続事業はもとより、新たな事業も犬山市障害者自立支援協議会や当事者の意見を踏まえ展開していく予定です。

また、その成果が市民に伝わるよう様々な機会に周知をしていくとともに、県とも連携しながら施策を進めていきます。

いただいた意見・提案【2】

「手話が言語であることの理解促進」（第8条）とありますが、いろいろなコミュニケーション手段がある中で、聴覚に障害を持つ人にとって「手話」が大きな手段であることは多くの市民も理解しているのではないかと思いますので、条例化した場合、しなかった場合の、障害者にとってのそれぞれのメリットとデメリットを明らかにすべきと思います。

市の考え方【2】

手話が聴覚障害者のコミュニケーション手段であることは市民に広く認識されていると思いますが、手話が独自の言語体系を有する言語であることは多くの市民に知られていません。障害者基本法の改正において手話が言語として位置づけられたことを踏まえ、本条例を制定し、広く市民に周知することで、手話に対する市民の理解がさらに深まり、手話が広く普及していく効果を期待しています。

条例化によるデメリットはありませんが、手話に対する市民の理解が深まることで、言語としての手話を誰もが気軽に学ぶことができ、手話を使う市民も安心して日常生活を送ることができる環境が整えられていくことがメリットであると考えます。

いただいた意見・提案【3】

聴覚障害者に対する要約筆記や視覚障害者に対する点字・音訳などは、コミュニケーションの過程として残っていくのに対して、「手話」については、記録が残りにくいということで、あえて「手話が言語」であることを示そうという趣旨ともとらえることができると思います。

そうであるなら、「手話」として行われたコミュニケーションの過程を後世に残していく具体的な方法を、多方面の知見を得ながら今後考えていってはどうか。

太古、文字がなかった時代から文字が発明されて文化がつながってきたような歴史が、手話言語のなかでもつなげていければ素晴らしいのではないのでしょうか。

市の考え方【3】

市として必要な記録については、手話での発言も文字化して残しています。
一方、手話として行われたコミュニケーションの過程をどのように後世に残していくかという、大きな視点での課題については、言語としての手話を多くの人が学び、手話を使う機会が日常に増えていくことが、手話言語を次世代につないでいくためのひとつの方策であると考えます。

いただいた意見・提案【4】

自分がパニックになった時、言葉が出なくなる。(基本のおしゃべりなんだけど)

とつぜん話せなくなるから方法としてひつだんや手話を使う。(手帳なんか取る前からこんなコトしてる)

ジェスチャーでアピール(?)したらすぐ紙とペンが出てくるが、手話ありでゆっくりではあるが話そうとするが今イチ手話は通じにくい。ひつだんになる事はていこうは無いくせに、手話になると通じないから、逆に相手がパニックになるでひつだんに対して優しい(寛大)な世界、人柄が増えてきてる(理解のある)世界だけど、優しくなれとは言わないけど、手話をしても(する人も)受け入れてもらえるような世界(人)が増えたらいいのに。なったらいいな。(できればなれ)

ゆっくり話せるが身ぶり手ぶりの中に手話がまざるけど、全員(世の中の人、みんな。市役所の職員でも)手話が分かれとは言わないけど手話をやっても引いたり困ったりするような人が少なくなり優しい暖かい人(世界)増えますように。(何かお困りですか?でも分かるような人増えますように☆)

発達障害については、理解力はあるのに対差的なもの?思い?差別?消えますように。

市の考え方【4】

障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することで、意思疎通が図りやすい優しい世界になることをめざします。条例では、市の施策方針に手話を学ぶ機会の提供なども入れています。また、市の施策を推進し、市民一人ひとりが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的としています。

いただいた意見・提案【5】

1 ページ

障害のある人もない人もかけがいのない個人として尊重され～

障害者基本法の理念に則って記したとありますが、市民のための条例と捉えるとき、尊重される対象は「すべての人」です。障害の有無という文言を入れることで、障害のある人が特別な存在と認識されてしまいます。犬山市に住むすべての人々のあり方「だれもがかけがえのない個人として尊重され～」と記すほうが適切ではないでしょうか。

市の考え方【5】

すべての人が個人として尊重されることは、日本国憲法第13条で定められていますが、この条例では、障害者基本法の理念にのっとり表記しています。

～障害者基本法（抜粋）～

「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念に…」

いただいた意見・提案【6】

1ページ 6行目

障害者の多様なコミュニケーションと捉えるなら、盲ろう者への触手話も、別途、追記してください。

市の考え方【6】

コミュニケーション手段については、当事者等の意見を踏まえ、多様なコミュニケーションの手段の中から主なものを記載しました。

いただいた意見・提案【7】

2ページ 第2条

(1) 手話言語、障害の特性に応じたコミュニケーションの配慮に直接関わりのない障害者も含むため、条例名称の趣旨とは矛盾した内容になっています。本条例の主な対象から離れ、無理な拡大解釈に繋がりがねません。

(1) を定義の1つとして入れるなら、条例名称を変更するか、1ページの条文についても、「コミュニケーション」でなく、障害者全体であることを明記すべきではないでしょうか。

市の考え方【7】

この条例では障害者を障害者基本法に規定する障害者の範囲としています。障害の特性に応じたコミュニケーション手段は、聴覚障害者や視覚障害者に限定されるものではなく、知的障害や発達障害、肢体不自由障害をはじめ個々の障害特性により様々あることからすべての障害者を対象としています。

いただいた意見・提案【8】

3ページ 第7条

「環境づくり」という文言を加えた趣旨を教えてください。

市の考え方【8】

犬山市は多くの観光資源を持つ東海地方有数の観光都市であり、多様な人が来訪します。来訪した障害者も障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用できる環境をつくるものです。

いただいた意見・提案【9】

4 ページ

3 障害者自立支援協議会の構成メンバーは、専門職や有識者と伺っています。これまで情報開示はなく、一般市民にとって閉鎖的な集団との認識です。

11月より会議録をWeb上で公開すると福祉課の職員から伺いましたが、未だ公開されていません。

市民が作る市民のための条例であれば、ワーキンググループ立ち上げ時に公募を行い、幅広い層の意見を聞く機会を設ける必要があったと考えますがいかがでしょうか。

今後の諮問先として、自立支援協議会を挙げていますが、ぜひ一般市民も公募してください。尚、公募しないのであれば、その理由をお示してください。

市の考え方【9】

障害者自立支援協議会は、犬山市の附属機関として障害者等への支援の体制の整備等を図るため設置しており、構成する委員については規則の定めにより次に掲げる者のうちから、市長が委嘱しています。

- (1) 障害者関係団体の構成員
- (2) 相談支援事業者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 保健及び医療関係機関の者
- (5) 教育及び雇用関係機関の者
- (6) 学識経験者
- (7) 民生委員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

閉鎖的なイメージを与えてしまっている原因として、会議録や会議資料などの公開が遅くなっていることが一因であると考えますので、速やかに公開できるよう事務を進めてまいります。

また、障害者自立支援協議会の委員については現時点で公募は考えておりませんが、ワーキングチームの構成員については、広く意見をいただきたいため公募についての検討をしていきます。